

保育園民営化通信 No.2

平成28年8月22日
 国立市子ども家庭部
 児童青少年課発行

「保育園民営化通信（第1号）」では、6月議会での報告、保護者説明会の実施報告、庁内検討会の設置、民営化のスケジュールについてお知らせさせていただきました。今号では、現在、パブリックコメントを実施している保育園民営化ガイドラインの検討状況についてお伝えします。

なお、本紙記載内容の詳細については、市ホームページに随時掲載いたしますので、ご確認ください。

報告その1 民営化ガイドラインの審議をスタート！

国立市保育審議会において、公立保育園民営化ガイドラインの作成に関する審議を行っています。審議会での検討状況は以下のとおりです。

回数	日時	内容	議事録
第9回	7月12日(火) 19時～21時	民営化ガイドラインについて、他市のガイドラインを参考に国立市で記載する内容を議論しました。	市HPに掲載中
第10回	8月2日(火) 19時～21時	第9回の議論をもとに、ガイドラインの骨子案の検討を行いました。	市HPに近日公開

※審議会で使用した資料は市ホームページで公開しています。

<今後の審議会の予定>

回数	日時	会場	内容(予定)
第11回	10月11日(火) 19時～21時	市役所3階 第1・第2会議室	パブリックコメントや意見交換会で寄せられた意見を踏まえて、ガイドライン案の作成をしていきます。
第12回	11月1日(火) 19時～21時	市役所3階 第1・第2会議室	第11回の議論をもとに、ガイドラインの答申案の検討をしていきます。

※第12回審議会での検討を反映したガイドラインが市長に答申されます。

報告その2 民営化ガイドライン(骨子案)の概要

【民営化ガイドラインの構成】

1. ガイドラインの理念
2. ガイドラインの目的
3. 民営化の進め方
4. 対象園の選定と実施時期
5. 民営化の手法
 - (1) 手法
 - (2) 運営主体
 - (3) 事業者の募集方法
 - (4) 事業者の選定方法
 - (5) 事業者の選定基準
 - (6) 募集条件
 - (7) 事業者の決定と公表
 - (8) 移管のスケジュール
6. 引継ぎ
 - (1) 保育内容の継承
 - (2) 三者協議の実施
 - (3) 合同保育の実施
 - (4) 市による支援及び進行管理
7. 民営化後の取組
 - (1) 評価と公表
 - (2) 市の確認・点検・支援
8. 転園希望

- ✓ 保育審議会では、左記ガイドラインの項目のうち、保護者の方々が不安に感じる部分を中心に議論が行われました。(左記下線の項目)
- ✓ ガイドライン(骨子案)の内容については、市HP・園に備え付けのファイルにてご覧いただけます。
- ✓ ガイドラインについて、保育審議会での主な議論の内容は裏面をご覧ください。

◇意見を募集しています！

「国立市立保育園民営化ガイドライン(骨子案)」に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しています。是非、意見をお寄せください。

詳細は、市報・HP・園に備え付けのファイルをご覧ください。

お知らせ

①保育園民営化保護者説明会

<申込不要・保育あり>

- 日時：9月10日(土)
第1回 10～11時
第2回 14～15時
- 会場：市役所2階委員会室
- 内容：民営化に関する保育審議会答申後の市の動きについて

②ガイドライン意見交換会

<要申込・保育あり>

- 日時：9月17日(土)10～12時
- 会場：市役所地下食堂
- 内容：民営化ガイドライン骨子案についてグループ討議
- 申込：各公立保育園へ申込
- 定員：各園15名 先着順

※上記2つの会の詳細は、園を通じて配付するチラシをご覧ください。

公立保育園民営化ガイドラインについての保育審議会での主な審議内容

◇ガイドラインの理念

- ◆ 他市において「ガイドラインの理念」を記載している市は稀ですが、国立市では民営化にあたって「子どもの最善の利益」を優先して進めることが盛り込まれました。

◇民営化の進め方

- ◆ 民営化の進め方として、保護者への情報提供と説明を十分行うこと、保護者の意見・要望を伺いながら進めることが明記されました。
- ◆ 民営化により保育環境が変わるので、園児への影響が保護者の大きな心配事です。そのため、影響を最小限に抑え、保護者の不安を解消しながら民営化を進めることが明記されました。

◇事業者の選定

- ◆ 「事業者選定委員会」を設置して、当委員会で事業者の選定作業を行うこととなりました。
- ◆ 「事業者選定委員会」に保護者が参画するかについては、保護者が選定に直接関わる重要性和、直接参画することにより保護者個人に重い責任を負わせることが危惧されることの中で議論がされました。
⇒ 骨子案では、保護者の参画は、選定委員会にオブザーバーの立場で参加すること、保護者会が推薦する専門家が参画すること、選定委員会が保護者から意見を伺う機会を設けて選定に反映させることとされました。
- ◆ 選定は、応募事業者にプレゼンテーションをしていただき、各委員が評価する「プロポーザル方式」により行うこととされました。

◇引継ぎ

- ◆ 保育内容の継承について、行事そのものを継承するのか、行事の目的やねらいを継承するのかといった議論がありました。
⇒ 事業者の決定後に、三者協議会（市・事業者・保護者）を設置するので、その中で保護者からの意見を聞きながら行事等に反映させていくことが必要とされました。
- ◆ 子どもへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者の保育士と一緒に保育にあたる合同保育期間を設けますが、その期間は、他市でも様々です。保育現場での意見も必要であることから、ガイドラインでは明記せずに、三者協議会において協議し、最終的に市が決定することとなりました。

※保育審議会での民営化ガイドラインの審議内容については、市のホームページにおいて議事録を公開します。本紙で掲載できなかった部分については、ホームページにてご覧ください。議事録については、第9回（7/12）は公開済、第10回（8/2）は近日中に公開予定です。

国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係
TEL：042-576-2111（内線139・406）
メール：sec_jidosyonen@city.kunitachi.tokyo.jp